

介護予防支援重要事項説明書

1 指定介護予防支援事業設置者

- (1) 法人名 株式会社 貴陽
- (2) 所在地 岸和田市田治米町 4 1 5 番地の 9
- (3) 代表者氏名 川本 修次

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
- (2) 事業所名称 きぼうの輪 (事業所番号 2771105943)
- (3) 所在地 岸和田市三田町 1 1 7 番地の 1
- (4) 電話番号 0 7 2 - 4 4 3 - 6 1 1 8
- (5) 管理者氏名 川本 さとみ
- (6) 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

株式会社 貴陽が設置する きぼうの輪 (以下事業所) という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正 な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員 が、要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

担当介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防と、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行うものとする。

1、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3、各市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行なう者等との連携に努めるものとする。

(7) 事業の実施地域

岸和田市 の 区域とする

(8) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日までとする (祝日含む)

年末年始 1 2 月 3 1 日～1 月 3 日は休業日とする

夏季休暇 8 月 1 3 日～8 月 1 5 日は休業日とする

営業時間 午前 9 時～午後 6 時までとする

「営業時間外の緊急連絡等が発生した場合は、ただちにサービスを開始する」

3 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤
(1)管理者	1名	—
(4)主任介護支援専門員	2名	1名
(5)介護支援専門員	4名	4名

4 提供する指定介護予防支援等の内容

介護予防支援（以下「介護予防支援等」といいます。）は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 介護予防支援サービス計画等の作成

- ① 事業者は担当介護支援専門員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して説明し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。
- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

利用者は担当介護支援専門員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

- ⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。

(2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- ① 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護

予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。

- ③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。

訪問頻度（3ヶ月～6ヶ月に1回）※あくまで目安であり状況にて判断致します。

- ④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

- (3) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が指定介護予防サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

5 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

6 料金

別紙①参照

7 損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

8 苦情受付

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定いたします、対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡をいたします）

- (1) 苦情・相談受付窓口(担当者) 川本 さとみ

連絡先 072-443-6118 午前9時～午後5時

面接場所 きぼうの輪

岸和田市役所 ご利用時間 平日午前9時～午後5時

ご利用方法 電話 072-423-2121

面接場所 保健福祉部介護保険課

大阪府国民健康保険団体連合会 ご利用時間 平日午前9時～午後5時

ご利用方法 電話 06-6949-5335

面接場所 大阪府国民健康保険団体連合会

9 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行う介護予防支援の提供により、事故が発生した場合に速やかに、利用者の家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して提供した介護予防支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1、虐待防止に関する責任者 管理者 川本さとみ
- 2、成年後見制度の利用を支援します。
- 3、苦情解決体制を整備します。
- 4、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

11 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

12 秘密の保持と個人情報の保護について

- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

令和 年 月 日

指定介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定介護予防支援事業所

説明者

きぼうの輪

氏名

印

利用者

住所

氏名

〔 代理人 住所 氏名 〕

別紙 ①

- (1) 指定介護予防支援に要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援に要した費用について、次表に定める額を負担していただきます。
この場合、事業者は当該指定介護予防支援に要した費用等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付します。

「指定介護予防支援に要する費用」

区 分	単位数	金 額
イ（通常月）	472単位	4,720円
イ＋ロ（初回月）	772単位	7,720円
イ＋ハ	772単位	7,720円
イ＋ロ＋ハ	1,072単位	10,720円

※上記金額に地域加算は含まれていません

イは介護予防支援費、ロは初回加算、ハは委託連携加算を示す。

- (3) 介護予防ケアマネジメントに要した費用については、利用者の自己負担はありません